

令和7年度
定期監査結果報告書

つがる市監査委員

つ 監 第 6 7 号
令和 8 年 3 月 1 6 日

つがる市長 倉 光 弘 昭 様

つがる市監査委員 台 丸 谷 績

つがる市監査委員 野 呂 司

令和 7 年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第 1 9 9 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づき、令和 7 年度定期監査を実施し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり提出します。

令和7年度定期監査結果報告書

1 監査について

この監査は、つがる市監査基準に準拠して実施した。

2 監査の種類

定期監査(地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項)

3 監査の実施期間

令和 7年 4月16日から令和 7年 8月21日 まで (前期日程)

令和 7年10月 7日から令和 8年 2月 5日 まで (後期日程)

4 監査の対象

(1) 実施対象部署

[前期]

教育委員会 教育部	各小中学校、森田・車力学校給食センター、森田公民館、文化財課関連施設(縄文住居展示館等)
民生部	つがる出張所、稲垣出張所、車力出張所
消防本部	つがる市消防本部、北消防署、稲垣分遣所
財政部	税務課、収納課、管財課、財政課
議会事務局、農業委員会事務局、会計課	

[後期]

教育委員会 教育部	教育総務課、社会教育スポーツ課、文化財課、指導課
建設部	土木課、建築住宅課、下水道課
健康福祉部	福祉課、保護課、子育て健康課、介護課、健康推進課
民生部	市民課、国保年金課
経済部	農林水産課、商工労政課、観光・ブランド戦略課 東京事務所
総務部	総務課、人事課、秘書政策課、地域創生課、エネルギー政策課、防災危機管理課、デジタル推進課、国スポ・障スポ推進室
選挙管理委員会事務局	

(2) 対象範囲

令和6年度及び令和7年度の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政事務の執行

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び一般行政事務の執行が法令等に適合し、正確で、経済的かつ効率的に行われているかを重点として実施した。主な着眼点は以下のとおりである。

- (1) 予算の執行が計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 収入・支出に係る事務の手続が適正に行われているか。
- (3) 契約に関する事務が適正に行われているか。
- (4) 現金取扱事務が適正に行われているか。
- (5) 補助金交付事務が適正に行われているか。
- (6) 財産管理事務が適正に行われているか。
- (7) その他一般行政事務の執行が適正に行われているか。

6 監査の実施内容

予算の執行、収入及び支出、契約、現金の出納保管、補助金の交付、財産管理及び一般行政事務等に係る関係書類を抽出し、各部局長以下関係職員から説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

上記のとおり監査を実施した限りにおいて、対象となった事務が法令等に適合し、正確で、経済的かつ効率的で、おおむね適正に行われていると認められた。

なお、一部において見受けられた軽微な事務処理誤り等については、各部局長以下関係職員に対し書面及び口頭で指導を行い、直ちに修正されたため記載を省略した。